ネーミング・ライツ制度　申込に関するＱ＆Ａ

Ｑ１　どう申し込めばいいのですか?

◆募集要項、申込書及び誓約書を、都市建設政策課及び財産管理活用課の窓口で配布しています。また、本市ホームページからもダウンロードしていただけます。申込書等に必要事項をご記入いただき、⑴法人に係る登記事項証明書、⑵納税証明書、⑶企業の概要及び過去３か年の決算報告書、⑷愛称の設定理由、⑸地域振興の実績及び今後の計画等、を添付して、それぞれの都市建設政策課へ提出してください。正本１部には、法人印及び代表者印を押印してください。副本は６部提出をお願いします。

Ｑ２　申込書等を郵送してもらえますか?

◆お電話で郵送希望のお申し出をいただければ、郵送させていただきますが、時間がかかる恐れがありますので、できればホームページからダウンロードしていただくことをお勧めします。

Ｑ３　申込書等は、郵送してもいいですか?

◆期限内に必要書類すべてが、本市に到着すれば大丈夫ですが、書類不備や到着遅延の恐れもございますので、都市建設政策課にご持参いただくことをお勧めします。なお、郵送の場合でも１２月１５日(火)午後５時必着ですので、十分ご留意ください。

Ｑ４　申込状況は、教えてもらえますか?

◆申し訳ございませんが、申込状況についての回答はいたしておりません。

Ｑ５　愛称は、企業名・商品名だけですか?

◆法律違反、公序良俗に反するもの、人権侵害となるもの、政治的・宗教的なもの、個人の氏名・広告となるもの、青少年の健全育成に有害なもの及び誇大・虚偽のおそれがあるもの等募集要項に記載のものを除けば、企業名、商品名、ブランド名及びキャッチコピーなど、ご希望される愛称でご応募いただくことができます。
◆選考基準には、「愛称の受け入れやすさ・親しみやすさ・呼びやすさ」がございますので、ご留意ください。
◆市民の皆さんが、施設に愛着がもてるような愛称にしていただければ幸いです。

Ｑ６　公募期間内に応募がなければどうするのですか?

◆応募がない場合には、条件の見直し等の検討を行い、次回以降の導入を目指します。募集期間を延長する場合もございます。

Ｑ７　申し込めるのは企業だけですか?

◆対象を法人といたしておりますので、いわゆる会社に限らず、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、NPO 法人、医療法人、社会福祉法人及び監査法人等を含みます。
◆風営法の規制を受ける企業､消費者金融に係る企業､賭博･ギャンブルに係る企業、市税に滞納のある企業及び暴力団関係企業等は、お申し込みいただけません。
◆個人は、お申し込みいただけません。

Ｑ８　ネーミング・ライツの期間は、変えられますか?

◆期間は、募集要項に記載した期間でお願いします。
長くも短くもできません。

Ｑ９　施設命名権料の金額は、決められているのですか?

◆募集要項に記載した施設命名権料の金額以上でお申し込みください。
上限はございません。

Ｑ10　消費税率が変更されると施設命名権料は、変更されますか?

◆消費税、地方消費税につきましては、別途ご負担いただきますので、消費税等の税率が変更されますと、それに応じてご負担額も変更になります。

Ｑ11　本市市内事務所等の状況欄は、どう記入するのですか?

◆この項目は、企業の経営状況、地域貢献の状況把握のためにお伺いしています。該当する項目に〇をつけてください。複数ある場合は、すべてご記入ください。たとえば、支店が３か所あれば「２.支店に〇をし、下に３か所」とご記入ください。なお、市内に事務所等がない場合には、ご記入の必要はありません。

Ｑ12　本市市民雇用状況欄は、どう記入するのですか。

◆この項目は、企業の経営状況、地域貢献の状況把握のためにお伺いしています。徳島市民の雇用者数が 10 人以上か、未満かについて、該当する方に〇をお願いします。特に証明書類は必要ありません。

Ｑ13　地域振興の実績及び今後の計画等は、何を書けばいいのですか?

◆この項目は、企業の地域貢献の状況把握のためにお伺いしています。例えば、ネーミング・ライツ、ふるさと納税の実績や文化・芸術、人材育成など社会貢献の実績、そして今後の予定がございましたら、ご記入ください。

Q14　徳島市税は賦課されていません。納税証明書はどうすればいいのですか?

◆徳島市内に営業所等がなく、法人市民税・固定資産税の納税義務がない場合には、本店・本部のある市町村の納税証明書を添付してください。
◆公益法人等で法人市民税が賦課されていない場合には、非課税である旨の根拠書類を添付してください。

Q15　パンフレットについても、企業が負担するのですか?

◆施設のパンフレット等につきましても、変更する場合にはご負担いただきますが、各年度における通常の印刷スケジュールでの印刷分は、本市で負担いたします。

Q16　パートナー企業には、契約更新時の優先交渉権はないのですか?

◆今回の募集施設につきましては、契約更新時の優先交渉権を設けていますので、ご検討ください。なお、優先交渉権を行使されない場合でも、更新時に引き続きご応募いただくことは可能です。

Q17　選定委員の氏名は、教えてもらえますか?

◆選定委員は、外部委員３名、内部委員２名の５名です。外部委員として、学識経験者２名、公認会計士１名、内部委員は企画政策部長と財政部長の２名です。
◆ネーミング・ライツは、今後さらに対象施設を拡大する予定ですので、機動性を確保するため、財政部に常設することとしています。その関係上、今後の審査への影響を考慮し、外部委員の氏名は非公開とさせていただきます。

Q18　選定委員会はいつ開催されますか?

◆公募期間終了後、速やかに開催いたします。

Q19　選定基準は、教えてもらえますか?

◆選定基準は、⑴「施設命名権料」、⑵「愛称の受け入れやすさ、親しみやすさ、呼びやすさ」⑶「企業の状況(実効性)…確実に契約を遂行できるか?」⑷「企業の状況(地域への貢献)…今後の計画も含め社会貢献に熱心か?」です。
◆この４項目に加重配点を行い、100 点満点で５人の選定委員毎に評価点を算出し、５人の選定委員の平均評価点の最高点を第一候補とします。この第一候補がパートナー企業候補となることを５人の委員全員で確認することにより決定します。なお、配点については、公表しておりません。

Ｑ20　契約後、市はどのように愛称を周知してくれるのですか?

◆契約締結後、定例記者会見での発表を予定しています。
◆契約締結後、本市広報紙「広報とくしま」及び本市ホームページで、紹介します。
◆本市ホームページ上の表記を、今回の愛称に変更します。但し、現在の名称を併記する場合があります。
◆イベント等が開催される際には、主催者、マスコミ等に対し、愛称で広報するようお願いします。

その他、ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

（問い合わせ先）
徳島市財政部財産管理活用課庶務担当
電話　　０８８－６２１－５０５１
ﾌｧｯｸｽ　０８８－６２３－１００８
E-mail　zaisan_kanri_katsuyo@city-tokushima.i-tokushima.jp